

---

# 小牧市高齢者福祉医療戦略プログラム

---

平成 26 年 12 月

## 市長あいさつ



本市では、平成 24 年 2 月から高齢者福祉医療戦略会議を開催し、10 年後の本市における高齢者の生活イメージを共有し、課題を整理した上で、優先的に取り組むテーマとして「在宅医療・介護」と「支え合い」について議論を深めてまいりました。

このたび、高齢者が住み慣れた地域の中で安心して介護サービスや医療サービスを切れ目なく受けることができるよう、「在宅医療・介護」と「支え合い」について平成 26 年度から平成 35 年度までに行うべき取組みを小牧市高齢者福祉医療戦略プログラムとしてとりまとめました。

今後は、このプログラムのもと、市民の皆様、医療関係者、福祉関係者、ボランティアをはじめ関係者の皆様と一緒に、在宅医療・介護提供体制を充実するとともに、高齢者の見守り強化に取り組んでまいります。

最後になりましたが、闊達なご議論をいただきました高齢者福祉医療戦略会議委員の皆様をはじめ、ご協力いただきました関係者の皆様に深く感謝申し上げます。

平成 26 年 12 月

小牧市長 山下 史守朗

# 小牧市高齢者福祉医療戦略プログラム

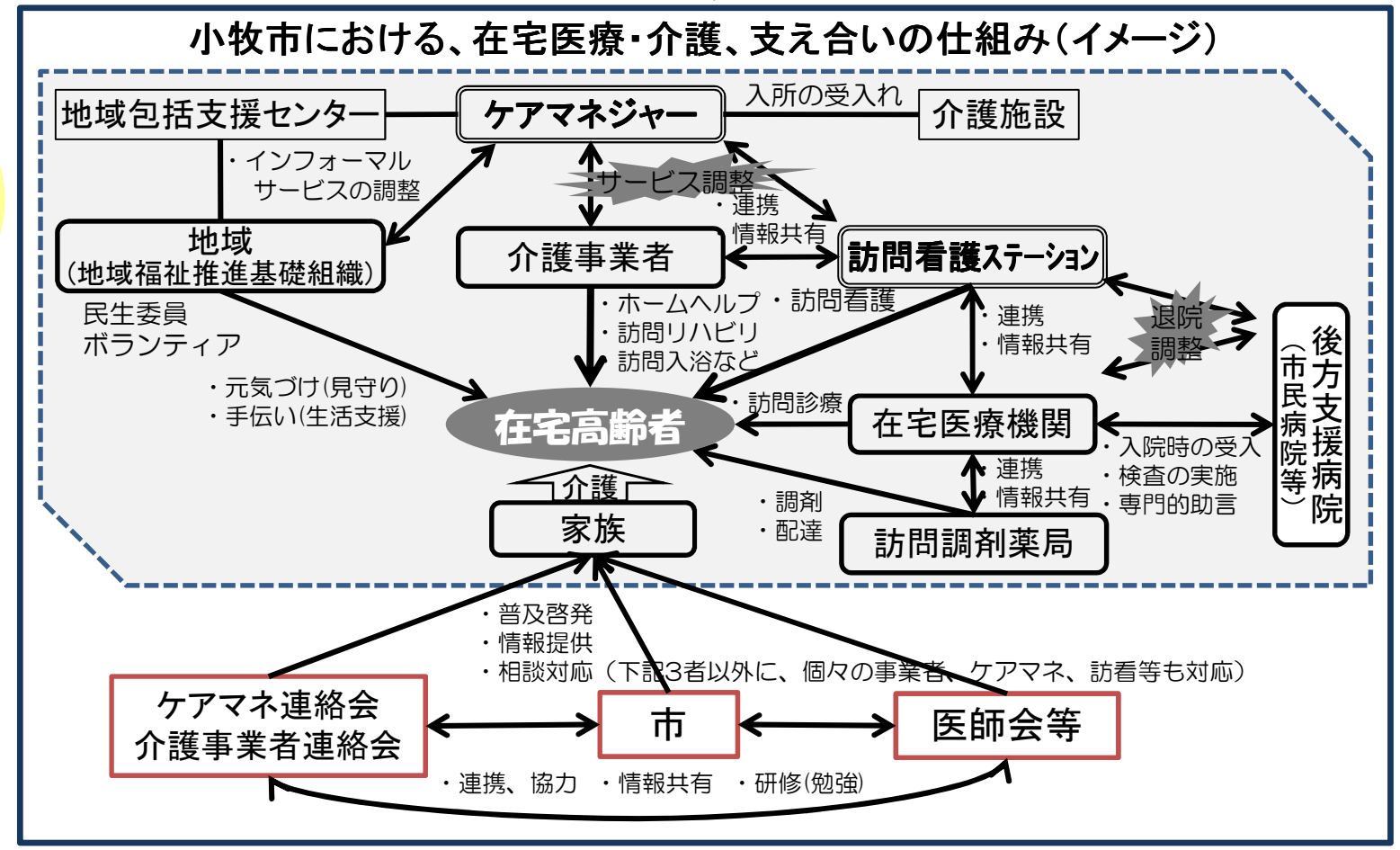
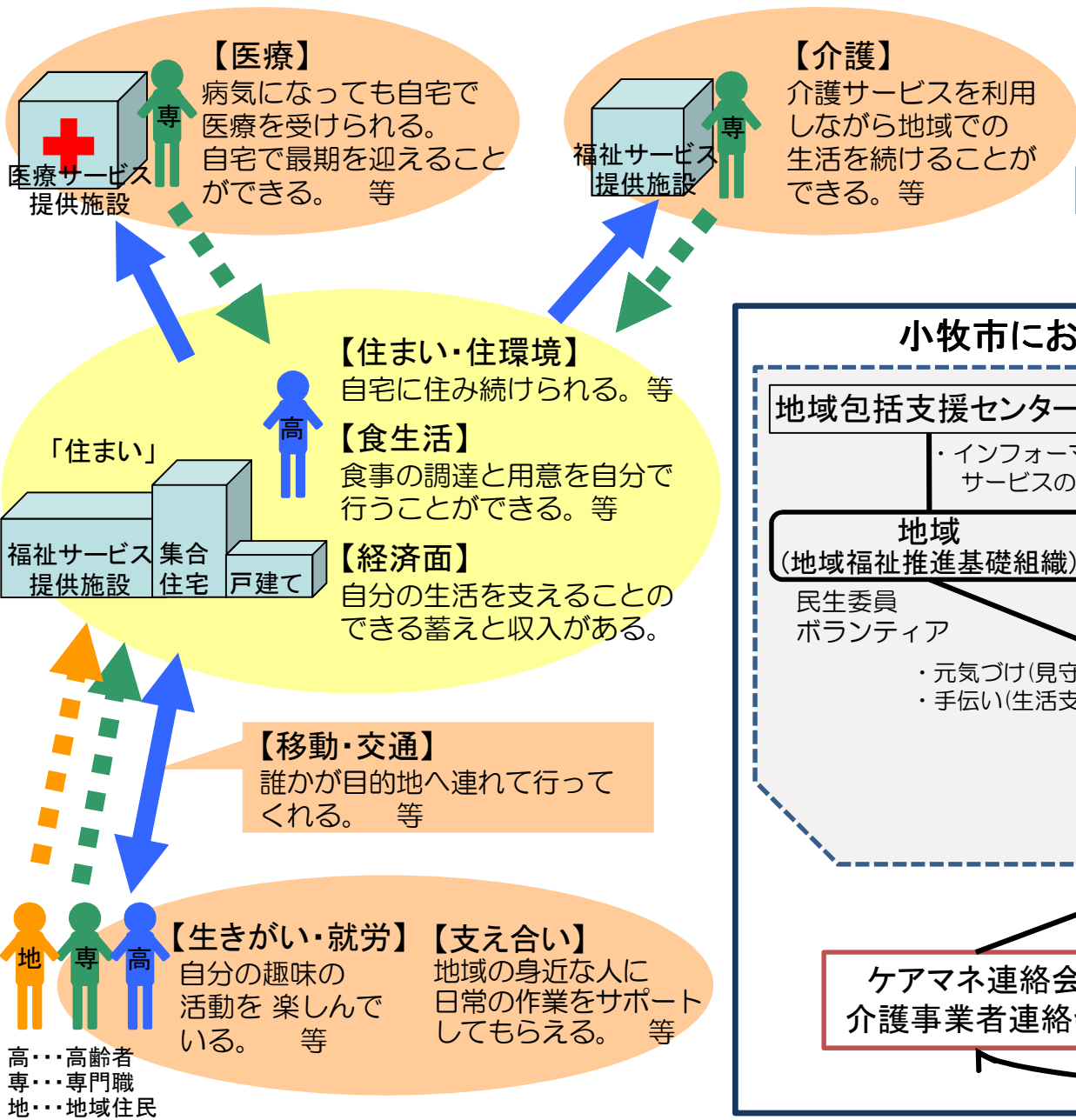
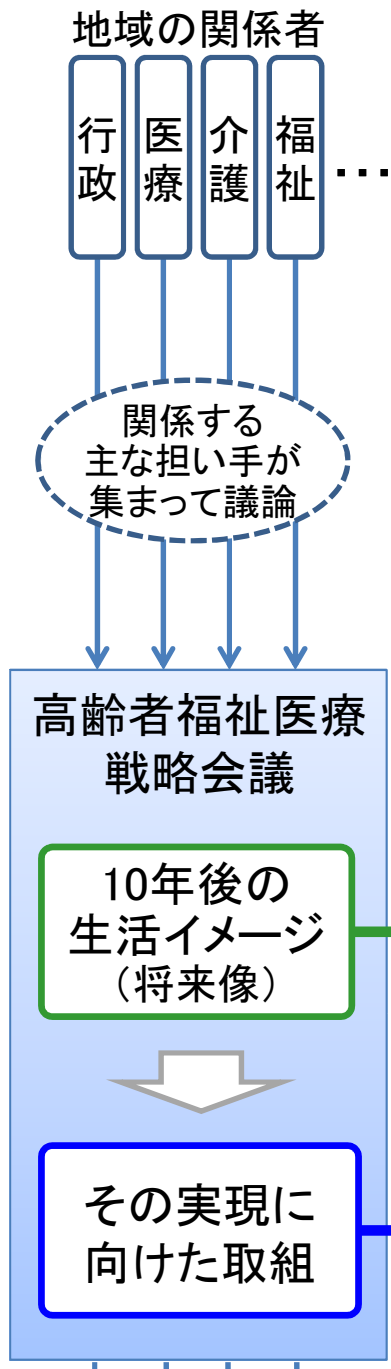
## 目次

1 高齢者福祉医療戦略会議を活用した、高齢者が安心して暮らせるまちづくり	1
2 高齢者福祉医療戦略会議で共有する分野、将来像、施策及び事業	3
3 施策1 在宅医療・介護	
(1) 体系	6
(2) プログラム	7
4 施策18 支え合い	
(1) 体系	14
(2) プログラム	15
<b>【参考】</b>	
高齢者福祉医療戦略会議の概要	20
高齢者福祉医療戦略会議委員名簿	21
高齢者福祉医療戦略会議の経過	22

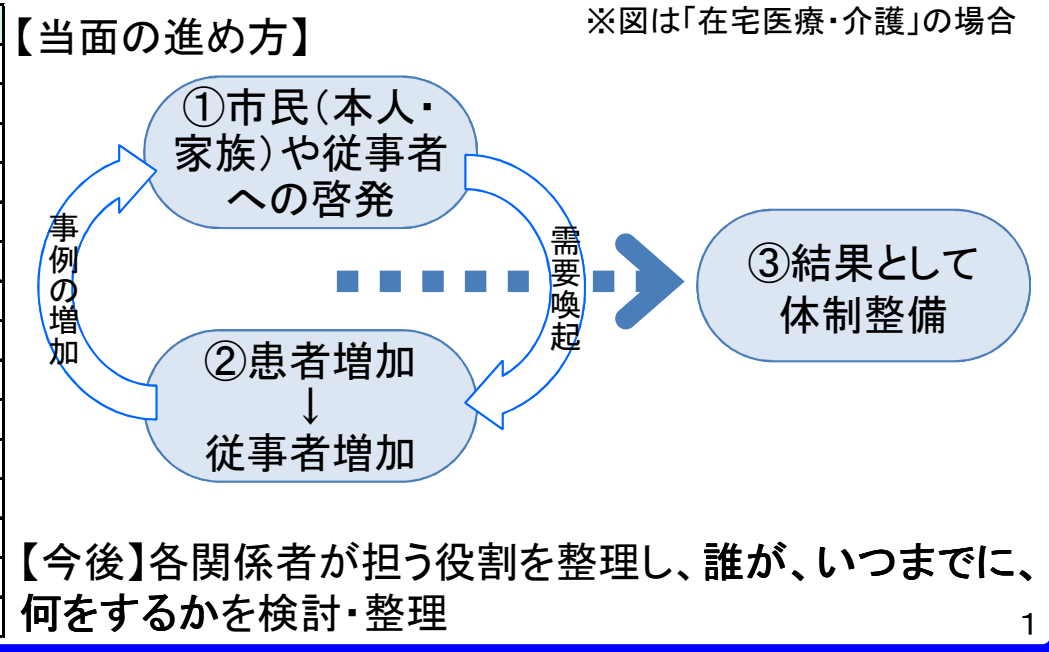
# 高齢者福祉医療戦略会議を活用した、高齢者が安心して暮らせるまちづくり

●「10年後の小牧市における高齢者の生活イメージ」として20の将来像を共有し、それぞれ実現に向けた課題を議論

●これらのうち、「在宅医療・介護」「支え合い」について優先的・重点的に取り組む



分野	施策	事業
在宅医療・介護	在宅医療に関する啓発	本人・家族への在宅医療に関する啓発(ポスター・パンフレット等) 在宅医療従事者への在宅医療に関する研修 最期の迎え方とその準備に関する啓発(セミナー・冊子等)
	在宅医療に関する情報整理・提供	在宅医療に関する情報整理 在宅医療に関する情報提供(HP・冊子等) 在宅医療相談窓口の設置
	在宅医療提供体制の整備	在宅当番医体制の構築 訪問看護との連携体制構築 訪問介護との連携体制構築 在宅看取り体制の構築
	支え合い	ボランティアの育成 地域でのサポート体制・受け皿の整備 ボランティア情報とりまとめ ボランティア情報提供 地域外の事業者の情報提供



## 高齢者福祉医療戦略会議で共有する分野、将来像、施策及び事業

分野	将来像
医療 ・ 介護	1. 病気になっても自宅で医療を受けられる
	2. 病気や怪我の際、自分もしくは誰かのサポートで医療機関へ行き、十分な医療を受けることができる
	3. 介護が必要になった際も、家族もしくは誰かのサポートやサービスを受けながら自宅で生活を続けることができる
	4. 介護等の理由で自宅での生活が難しくなった際には、地域の中でサービスが整っている施設を利用することができる
	5. 自宅で最期を迎えることができる
	6. 健康な生活を少しでも長く続けられる
住まい ・ 住環境	7. 家族とともに自宅に住み続けられる
	8. 自宅で生活することが困難になった場合には、住み慣れた地域の中でサービスや施設環境が整っている所へ住み替えができる
食生活	9. 食事の調達と用意を自分で行うことができる
	10. 自分で食事の調達と用意ができない場合は、誰かが栄養バランスがとれた食事を用意してくれる
	11. 好きなものを美味しく食べることができる
移動 ・ 交通	12. 自分が行きたいところへ、好きなときに、安全に自分で行くことができる
	13. 自分で移動ができない場合には、自分以外の誰かが目的地へ連れて行ってくれる
生きがい ・ 就労 / ライフ デザイン	14. 働きたい人が無理なく働いている
	15. 自分の趣味の活動を楽しんでいる
	16. 自分の知識や経験を活かして家庭や地域で役割を担い、誰かの役に立てる
	17. 家族・近隣とのコミュニケーションが十分に取れている
支え合い	18. 地域にいる身近な人に、買い物やごみ出し等の日常生活をサポートして貰える
	19. 自分が誰かを支えられる時は、見守りや食事・移動等のサポートをすることができる
経済面	20. 生活を維持することのできる蓄え・収入がある

## 高齢者福祉医療戦略会議で共有する分野、将来像、施策及び事業

優先的・重点的

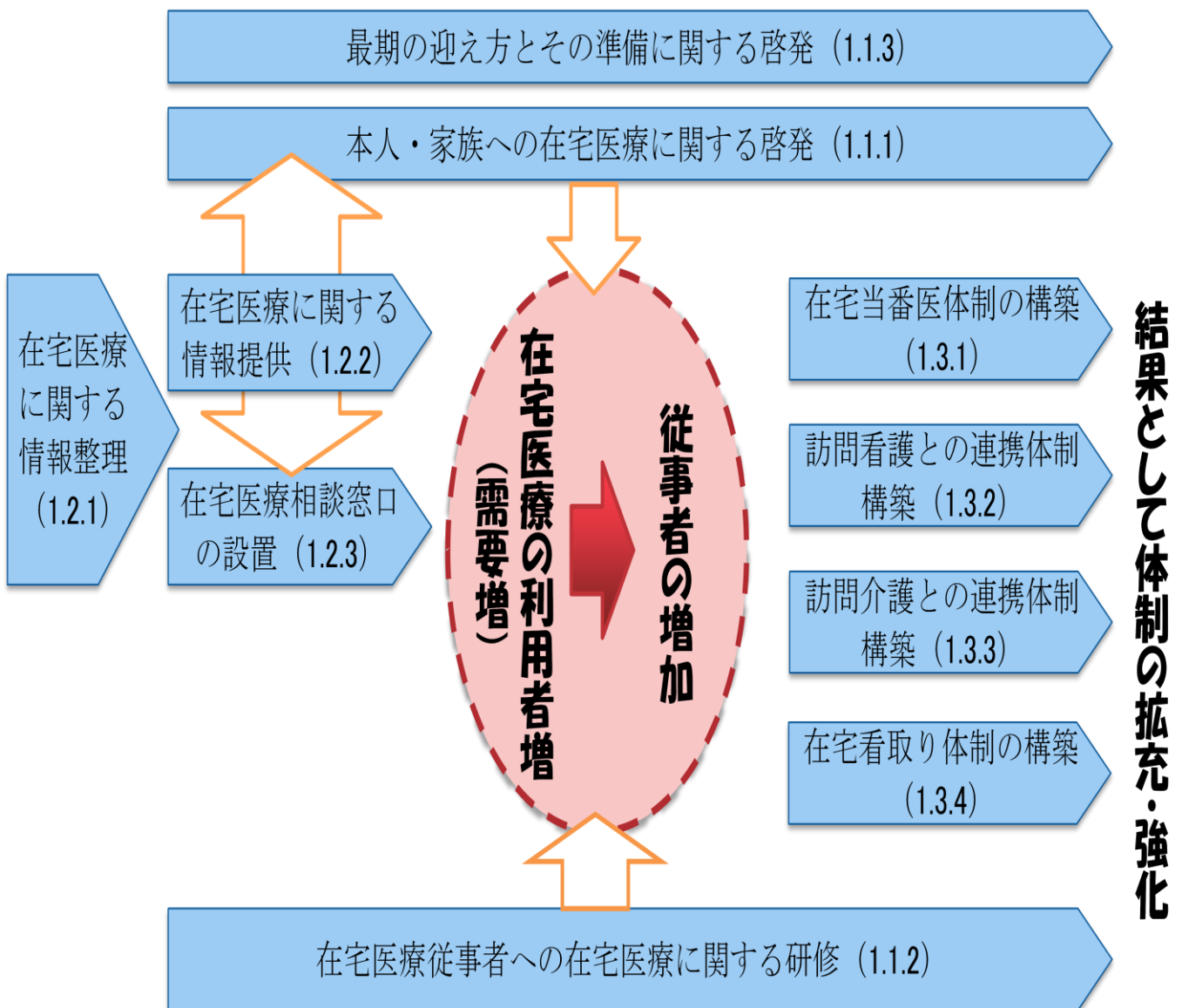
施策		事業
1	1.1在宅医療に関する啓発	1.1.1本人・家族への在宅医療に関する啓発(ポスター・パンフレット等)
		1.1.2在宅医療従事者への在宅医療に関する研修
		1.1.3最期の迎え方とその準備に関する啓発(セミナー・冊子等)
	1.2在宅医療に関する情報整理・提供	1.2.1在宅医療に関する情報整理
		1.2.2在宅医療に関する情報提供(HP・冊子等)
		1.2.3在宅医療相談窓口の設置
	1.3在宅医療提供体制の整備	1.3.1在宅当番医体制の構築
		1.3.2訪問看護との連携体制構築
		1.3.3訪問介護との連携体制構築
1.3.4在宅看取り体制の構築		
3	3.1在宅介護サービス提供体制の強化	3.1.1介護事業者誘致
		3.1.2シルバー人材の教育
		3.1.3シルバー人材によるサポート
		3.1.4シルバーハウジング(の生活援助員)の活用
		3.1.5地域協議会での介護サービス提供(事業部門・ボランティア部門)
	3.2在宅医療・介護サービス提供者の連携体制構築	3.2.1医療と介護の連携体制構築
3.3在宅医療・介護環境づくりの支援	3.3.1推奨改修事業者の登録・整理	
	3.3.2自宅改修業者の情報提供	
4	4.1地域の空家等既存建物の活用	4.1.1高齢者シェアハウスの設置・運営
6	6.1高齢者の活躍の場の創出	6.1.1定年退職後の生活設計の支援
		6.1.2「しゃべり場」の開催
		6.1.3人材と支援のマッチング
6.2健診受診者の増加	6.2.1健診対象者・補助率等の定期的な見直し	
9	9.1食の自立支援の充実	9.1.1買物代行事業者の登録・整理
		9.1.2買物代行事業者の情報提供
		9.1.3推奨配食事業者の登録・整理
		9.1.4推奨配食事業者の情報提供
		9.1.5配食サービス内容の見直し・廃止
11	11.1口腔衛生維持の啓発	11.1.1歯磨き会の開催
	11.2食事と会話を楽しむ機会の創出	11.2.1近所で食事会
		11.2.2外食ツアー
12	12.1高齢者移動支援の充実	12.3.1デマンド交通の整備・運営
		12.3.2移動支援サービスの充実(外出チケットの行先制限等の見直し)
		12.3.3移動支援民間事業者に関する情報とりまとめ
		12.3.4移動支援民間事業者に関する情報提供
14	14.1高齢者にあつた就労支援	14.1.1就労先への働きかけ(柔軟な勤務形態対応)
		14.1.2高齢者にあつた働き口の創出
		14.1.3高齢者への就労促進(職業紹介)
18	18.1サポートの仕組みづくり	18.1.1ボランティアの育成
		18.1.2地域でのサポート体制・受け皿の整備
		18.1.3ボランティア情報とりまとめ
		18.1.4ボランティア情報提供
		18.1.5地域外の事業者の情報提供
20	20.1高齢期における金銭管理サポート	20.1.1日常生活自立支援事業
	20.2高齢期の生活への準備促進	20.2.1高齢期に向けたマネープランづくりの支援

優先的・重点的

## **施策 1 在宅医療・介護**

# 体系

○ 在宅医療の実践事例の着実な増加による、在宅医療提供体制の拡充・強化





施策1	事務事業	事務事業の細目			実施時期			備考	【参考】戦略会議委員意見
		事務事業の内容 (目的・概要、実施方法等)		実施・支援主体 【 】は連携先	前期 (H26~28)	中期 (H29~30)	後期 (H31~35)		
1.1 在宅医療に関する啓発	1.1.1 本人・家族への在宅医療に関する啓発(ポスター・パンフレット等)	【大目的】 在宅で十分療養生活が可能であることや、どのようなサービスが受けられるかの市民全般の認知度が向上している	【小目的】 多くの市民が冊子・パンフレット・広報・ホームページ等の各種媒体に日常的に触れ、在宅療養の知識を蓄積している	【実施方法】 ①市民に対する啓発用小冊子・パンフレットの作成・配布	地域福祉課 【医療・介護施設等関係機関】	検討 作成 配布	作成	作成	・予算化(消耗品、冊子作成費又は印刷製本費) ・当面は既製品をあたり、対応が困難であれば作成委託及び印刷製本費を確保 ・小冊子等作成 ・在宅医療の必要性を様々な側面から提供 ・配布は、公的な場所以外に、各医療機関、介護支援事業所、訪問看護ステーション等様々な所に協力してもらう ・在宅医療でどのようなサービスが提供できるのかという情報の整理 ・共通して啓発すべき部分に加え、本人・家族・親戚等対象者により異なる啓発内容の整理 ・住宅環境別(マンション、戸建)の状況報告 ・市としては文句なしに市民に対しての啓蒙(今回の計画推進で良い)
		【実施方法】 ②本人や家族等に対し、外来時や入院時等に医療・介護関係機関の専門職等から説明	医療・介護施設等関係機関	実施			市の啓発用冊子等を活用	・外来受診時に医師より説明 ・担当医又は看護師より、病院退院時に患者さんに説明 ・入院の案内時に、患者へ退院後の生活についても説明 ・冊子・パンフレット配布時に、各医療機関の医師・看護師・医療ソーシャルワーカー等直接相談を受ける方より直接説明できると良い	
		【実施方法】 ③市民に対し、広報等の特集やホームページに継続的に掲載	地域福祉課 保健センター 社会福祉協議会	実施			・広報等の等は社協だより	・市のホームページ ・広報紙等の活用 ・市の広報・パンフ等で年数回の啓発 ・無関心者にもいざという時のため全戸配布による徹底 ・1回で終わらず、少しの枠でよいので、継続的に掲載できるとよい	
		【小目的】 多くの市民が、様々な講座を受講することで、在宅療養の知識を蓄積している	【実施方法】 ④市民に対し、外部講師や受講者等によるゆうゆう学級における講座の提供	生涯学習課	調整 実施		・ゆうゆう学級は、既事業。1講座として在宅医療を入れる ・1講座として成立が難しい場合は、現行の各テーマの講話内容に在宅医療の話を加える ・ゆうゆう学級内部から講師を養成し、相互啓発を推進	・講演会(セミナー) ・具体的な対応事例列举 ・市民講座等 ・在宅医療の必要性と具体的な内容 ・最期の迎え方について ・最期まで在宅生活を送れるすばらしさ ・外部講師と共に、ゆうゆう学級内部から講師を養成し相互啓発(講師自らも教えるために知識を深められる)を推進 ・講座のテーマとして在宅医療一本では難しいと思う。現行の各テーマの講話内容に在宅医療の話を加える形で構成していくと良いか	
		【実施方法】 ⑤市民に対し、関係の専門職等による講師団や在宅医療経験者等を講師とする出前講座の提供	社会福祉協議会 保健センター 介護保険サービス事業者連絡会 (仮称)在宅医療機構	実施			・当面は、社会福祉協議会による福祉の出前講座で実施、その後、在宅医療に関わる機関、組織による多面的(場合によっては複合的)な講座の展開 ・在宅で治療を受ける仕組みと、在宅での治療も選択できるということ ・在宅介護経験者による講演 ・医療的な知識は社協より保健センターが適任。社協、包括は在宅介護の側面から実施 ・介護保険説明会の中で冊子を配り説明 ・介護担当者より利用者・家族へ説明 ・まずは聴衆確保が必要。団体の色々な会場の場への講師派遣により、個人対象ではなく団体単位で広げていく ・関心のない人にも将来的な地域社会問題になると訴求 ・幼少時から節目節目に広く知らせる ・医療費の負担増抑制のためにも在宅医療を進める必要があることを若い人にも認識してもらい、皆に当事者意識を持って貰う ・様々な分野の人材や職種、話の上手な人で講師団を組織、講師団の中で勉強しながら講座に派遣 ・様々な職種による講師団の結成 ・講師は実践中の医師以外にも、看護師、OT、PTも含め経験がある医療職も参加		
【小目的】 定期的・継続的なPR活動に多くの市民が触れ、在宅医療への認知を常に新たにしている	【実施方法】 ⑥在宅医療に係るキャンペーン等効果的な啓発の実施	地域福祉課 地域包括支援センター	検討			・冊子の配布等と併せ、より市民に受け入れられる方法を検討 ・在宅医療キャンペーン ・6月6日、老老の日制定 ・市役所、各出先機関等でのPR活動 ・市民が楽しみながら知識を深める在宅介護検定の実施 ・楽しみながら学べるよう、年1回キャンペーン的に ・若い時から在宅医療に関する下地形成が重要			

施策1	事務事業	事務事業の細目			実施時期			備考	【参考】戦略会議委員意見
		事務事業の内容 (目的・概要、実施方法等)		実施・支援主体 【 】は連携先	前期 (H26~28)	中期 (H29~30)	後期 (H31~35)		
1.1.2 在宅医療従事者への在宅医療に関する研修	在宅医療に関係する各職種が、研修を受講し、在宅医療・介護の知識・技術等を深め、実践しようとしている	【大目的】在宅医療に関する各職種が、研修を受講し、在宅医療・介護の知識・技術等を深め、実践しようとしている	【小目的】各職種が研修を受講し在宅医療への知識を深めている	【実施方法】①従事者に対する、職種単位や組織内での研修会の開催	市民病院 医師会 歯科医師会 薬剤師会	調整 実施 検討			・業種ごと及び他職種合同の研修 ・症例発表や研究会 ・体験者の経過と最新の実状 ・医療提供者が生き方、逝き方について意識できる機会 ・痛みや不安を緩和する手段の検討 ・医師・看護師に対する研修 ・在宅介護検定の設定と実施 ・市民病院では、入退院調整時に急性期治療後の回復期から在宅医療・介護に関し説明 ・病院職員の在宅医療の理解を早急に進める
					介護保険サービス事業者連絡会 ケアマネ連絡会	検討 実施			・医師、訪問看護師、PT、ST、OT等も対象にする ・連絡会・部会・各研修会及び勉強会を全て在宅医療に関するものとする
			【小目的】各職種が職種横断的な研修を受講することで在宅医療における多職種連携の実践的なノウハウを蓄え、実際の連携につなげている	【実施方法】②従事者に対し、多職種合同の研修会の開催	地域福祉課 関係団体	実施 調整 実施			・在宅医療の実態周知 ・様々なグループでの勉強会 ・栄養士、鍼灸整復師等の医療職種との研修機会創設 ・業種ごと及び多職種合同の研修 ・1.1.2①と時に合同で行う ・継続性を持たせる ・市のコーディネートを必要とする場合もある
				【実施方法】③ケアマネと医療機関との連携強化	地域福祉課・介護保険課 地域包括支援センター 医師会	実施			・ケアマネと医師との協議会 ・実例を挙げながら互いにかつ多職種(医療職に限らず)で定期的に勉強会を開催 ・特に鍵となる病院職員(医師・看護師・ケースワーカー等)とケアマネジャーの理解度が大切 ・現在の「医師とケアマネの座談会」への医師の参加増、内容の工夫が必要 ・各団体での調整で良い取りまとめ役(地域福祉課)が必要
1.1.3 最期の迎え方とその準備に関する啓発(セミナー・冊子等)	最期の迎え方とその準備に関する啓発(セミナー・冊子等)	【大目的】市民一人ひとりが、最期の迎え方に意識を持ち、望みを明確化し準備できるようにしている	【小目的】最期を自宅で迎えられることを見聞きし、自らの希望する最期の迎え方を考えられるようになっている	【実施方法】①市民に対する、様々な職種・立場の方からの講演会・体験談等の実施	地域福祉課 市民病院 地域包括支援センター 社会福祉協議会 医師会	実施		・対応可能な機関が、可能な範囲、テーマで実施 ・年齢に応じ「終末」について様々な人と考え方を話し合う場 ・自宅で看取りをした体験談 ・正しく対応すれば苦痛はより少なくなる ・講演会(セミナー) ・講習会の開催	
			【小目的】学校教育を通じ、生命や人生に対する考え・意識を持つようになっている	【実施方法】②児童生徒に対し、生命・人生についての教育の実施	市内小中学校 (教育委員会)	調整 実施		・実例を踏まえ、終末期とは、看取りとは、ということから理解を深める ・終末期はどういうものか(人が最期に向かっていく時の身体の変化等)という基本から看取りの体験談を含め、市民に限らず医療・介護職全ての人に理解して貰う ・実例紹介等身近に感じられる内容があると良い ・様々な職種・立場の人から話があるとよい ・キャンペーン期間を設ける等、市民へのきっかけの工夫が必要 ・自らの最期の迎え方等個々に自然な話し合いが出来る様に小規模グループごとの啓発 ・市民病院では、市民を対象に講演会。また、緩和ケア週間(10/6~12)に合わせて、病院受付ロビーにて啓発 ・講演会	
			【小目的】自らの希望する最期の迎え方を考え、準備に向け取り組めるようになっている	【実施方法】③市民に対し、映画「エンディングノート」等の上映やエンディングノートの紹介	社会福祉協議会 地域福祉課・生涯学習課 地域包括支援センター	調整 実施 作成		・学校での生命についての教育 ・生命に関する幼少期からの教育 ・命の尊厳に関する教育が必要 ・児童生徒に関しては、余力があれば進めたいが優先順位としては次点 ・高等学校へも広げて実施 ・(道徳の時間に)生きること、死ぬことを含めて、宗教家からの講話 ・映画「エンディングノート」の上映会とエンディングノートの配布 ・人生最期の具体や考え ・市での遺産等の取扱に関する様式提供	

施策1	事務事業	事務事業の細目			実施時期			備考	【参考】戦略会議委員意見		
		事務事業の内容 (目的・概要、実施方法等)		実施・支援主体 【 】は連携先	前期 (H26~28)	中期 (H29~30)	後期 (H31~35)				
1.2 在宅医療に関する情報整理・提供	1.2.1 在宅医療に関する情報整理	【大目的】在宅医療に関し必要・参考となる情報が逐次・定期的に収集・整理されている	【小目的】在宅医療の提供者の状況(供給量等)が定期的に把握・整理されている	【実施内容】①アンケート調査等により、医療機関等に対し、在宅医療及び連携する介護サービスの実施状況等の照会及び実施に向けた課題の洗い出し	医師会 歯科医師会 薬剤師会 介護保険サービス事業者連絡会 地域福祉課・介護保険課 ↓ (仮称)在宅医療機構	実施	実施	実施	・必要に応じて調査費等を予算化  ・在宅医療でどのようなサービスが提供できるか等の情報の整理	・市内診療所への在宅医療に関する意見聴取 ・各医療機関や訪問看護ステーションの対応力、連携医療機関の有無の把握 ・在宅医療を推進させるためのアンケート調査 ・個々の医療機関の実施状況の把握 ・利用者の状態、介護状況、生活環境を把握して対応 ・在宅医療でどのようなサービスが提供できるのかという情報の整理 ・調査内容が決まり次第実施できるとよい。1回だけでなく、定期的なアンケートの実施ができると実施状況の推移などがわかり、課題の解決度も判明する ・医療機関や訪問看護ステーションへのアンケートの継続はよいが、本当に需要があり切羽詰った状況になれば特に医療機関は動かざるをえない。パニックの心配はこの次(病院のベッド数と異なり制限はない、各医療機関のやる気次第が大きい)	
		【小目的】在宅医療の需要者の状況(需要量・分布・ニーズ等)が定期的に把握・整理されている	【実施内容】②アンケート調査などにより、利用意向、利用に際しての課題の洗い出し	地域福祉課	実施	実施	実施	・市の各種アンケートにより実施	・在宅医療を推進させるためのアンケート調査 ・年1~2回の市民へのアンケート ・1回だけではなく、定期的なアンケートができると、実施状況の推移等が分かり、課題の解決度も判明 ・高齢者に限定した在宅医療とする点を統一する ・健康日本21にまき計画の評価として25年度20歳以上の市民3200人に対して調査を実施。調査項目として入れた		
		【小目的】関係機関で共有すべき情報が、逐次把握・整理されている	【実施方法】③個々の医療機関等から、在宅医療の実施状況(規定の様式)を登録・更新	医師会 歯科医師会 薬剤師会 介護保険サービス事業者連絡会 地域福祉課 ↓ (仮称)在宅医療機構	調整	→ 実施	→	→	・関係機関の横の連携、意識の高揚も図ることができる	・往診診療所の情報更新 ・訪問看護ステーション等所属の専門職情報を関係機関で共有  ・各医療機関がどのような医療が提供できるのか、どのような疾患なら受入可能か、24時間対応しているのか(在宅療養支援診療所?強化型在宅療養支援診療所?)、訪問エリア等常に更新しつつ提示し、医療・介護関連の事業所は元より市民に至るまで多様な媒体により容易に情報が得られるようにする	
	1.2.2 在宅医療に関する情報提供(HP・冊子等)	【大目的】在宅医療に関する情報が、必要な時に迅速・的確に入手できている	【小目的】入手・活用したい情報項目が利用者から定期的に把握されている	【実施方法】①医療機関や高齢者へのアンケートの実施	地域福祉課 地域包括支援センター	実施	実施	実施	・健康保険の実態や統計資料、アンケート等の整備		
		【小目的】当事者・家族等が、必要な情報提供を受け、在宅療養とすることを判断できるようになっている	【実施方法】②退院等する市民やその家族に対する、退院調整会議等での案内	市民病院  医師会 ↓ 歯科医師会 ↓ 地域福祉課	実施	→	→	→	・急性期、回復期、慢性期、終末期での病院の機能の明確化 ・在宅医療の内容、金額、地域で対応可能な医療機関の紹介等  ・家族の協力の重要性を周知 ・在宅医療の実施数の報告		
		【小目的】在宅医療を希望する市民が、実施機関に関する情報を随時入手できるようになっている	【実施方法】③市民に対し、実施機関マップ等を作成し配布(同内容を市ホームページにも掲載)	地域福祉課 市内医療機関	実施	→	→	→	・アンケートにより実施	・在宅医療の実施数の報告 ・在宅実施医療機関の公表	
		【小目的】在宅医療を支える医療機関や訪問看護ステーション等の情報紹介	【実施方法】④在宅医療を支える医療機関や訪問看護ステーション等の情報紹介	地域福祉課・介護保険課 地域包括支援センター	実施	→	→	→	・1.2.1②の結果の整理 ・中期からは1.3.1③の情報も反映	・閲覧板等の活用 ・広報に掲載し全戸に配布	
										既存の事業内で対応	・在宅医療を支える施設を紹介 ・在宅医療・介護や看取りに関する適切な情報提供 ・介護経験者の声の掲載

施策1	事務事業	事務事業の細目			実施時期			備考	【参考】戦略会議委員意見
		事務事業の内容 (目的・概要、実施方法等)		実施・支援主体 【 】は連携先	前期 (H26~28)	中期 (H29~30)	後期 (H31~35)		
1.2.3 在宅医療相談窓口の設置		【大目的】 窓口相談することで、在宅医療に不安や疑問等が解消され、円滑に在宅医療に移行できている	【小目的】 市民が窓口を通じ気軽に相談できている	【実施方法】 ①市民からの在宅生活に関する総合相談窓口機能を強化し、在宅医療で何ができるか、どこで受けられるか等の情報を集約、ワンストップで提供	地域包括支援センター ↓ 将来的には(仮称)在宅医療機構				<ul style="list-style-type: none"> <li>・予算化(包括の強化)</li> <li>・現状でも地域包括支援センターが行っており、市民にも認知されていることから、その強化</li> <li>・在宅医療機構が市民病院にあり、各機関につなぐ窓口として地域包括支援センターがあるという形がよい</li> <li>・相談窓口の設置</li> <li>・在宅医療で何ができるか、どこで受けられるか等の情報を集約、ワンストップで提供</li> <li>・市民の啓蒙が進めば市民はもとより関連事業者からも必ず相談が増える</li> <li>・相談窓口の設置</li> <li>・困った際にすぐに相談できる体制があること</li> </ul>
		【小目的】 在宅医療の利用希望者に、適切な療養体制を整え提供できている	【実施方法】 ②相談から利用に向けた調整機能の構築	市が中心となり関係団体と調整 ↓ (仮称)在宅医療機構				<ul style="list-style-type: none"> <li>・資源や情報量により要員の状況は変わる</li> <li>・運営費(補助金・委託料)が発生</li> </ul>	
1.3 在宅医療提供体制の整備	1.3.1 在宅当番医体制の構築	【大目的】 在宅医療を支える医師の診療体制が整っている	【小目的】 訪問診療を行う医師が十分な数いる	【実施方法】 ①在宅医療医の拡充と在宅医療実施機関間の連携	地域福祉課 医師会 歯科医師会 薬剤師会				<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修会等の開催を通じ順次意欲的な医師・歯科医師・薬剤師が訪問診療を拡充</li> <li>・体制構築に向け、当番医を担う医師確保</li> <li>・在宅医療医の名前を知る</li> <li>・在宅医療普及の活動、市民病院の一部門としての推進、各医療機関での在宅部門新設、増設促進</li> <li>・在宅医療機関の連携確立</li> <li>・市民病院と契約(強化型在宅療養支援診療所)した医療機関とは少なくとも無条件に要請にて患者の受診を認めて欲しい</li> <li>・在宅医の現状は基本全身を診察できる医師が担っている。訪問医療をしていない眼科、耳鼻科、皮膚科、泌尿器科、婦人科医師が行う領域は不得意としている。その科同士で何らかの形で往診して貰える体制整備が今後大切。尚、在宅診療している医師が大よそ休日診療所の当番医となり、それ以外の医師が外されているため医師会として義務化しても良い</li> <li>・個々の医師に理解を求めるための具体的な方策、実施機関への支援策が必要</li> <li>・歯科医師会の訪問診療</li> </ul>
		【小目的】 医療機関が訪問診療医を支えている	【実施方法】 ②訪問診療医に対する後方支援病院の確保	市民病院 保健所 医師会 歯科医師会 薬剤師会				<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅医療や入院に24時間対応可能なグループを一定地域毎に構築</li> <li>・患者及び家族に不安や迷いを与えないこと</li> <li>・病院と診療所の連携体制構築</li> <li>・グループ診療体制構築</li> <li>・開業医と病院との連携</li> <li>・医師よりも気軽に相談でき、服薬指導して貰える薬剤師の訪問も重要</li> </ul>	
		【小目的】 訪問診療医の定期訪問の間を看護師がきめ細かくフォローしている	【実施方法】 ③訪問看護師の確保と、訪問診療医との連携強化	介護保険サービス事業者連絡会 医療機関				<ul style="list-style-type: none"> <li>・開業医と訪問看護師との連携強化</li> <li>・医師会、医療機関が主体となった方がよい</li> </ul>	
				地域福祉課・介護保険課 【関係団体】				<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業が推進できるよう、効果的な方法を検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅医療推進の第一は訪問看護(リハビリ)の充実による。他の先進国に比べ看護師の訪問看護従事率はかなり低い。市も看護資格を有する者に訪問看護を色々な媒体を使用し広めると共に研修期間位は何らかの補助も考えても良い</li> <li>・各訪問看護ステーションが当番制で行うには、本体への影響が大きいため、人員増に対する補助が必要</li> </ul>

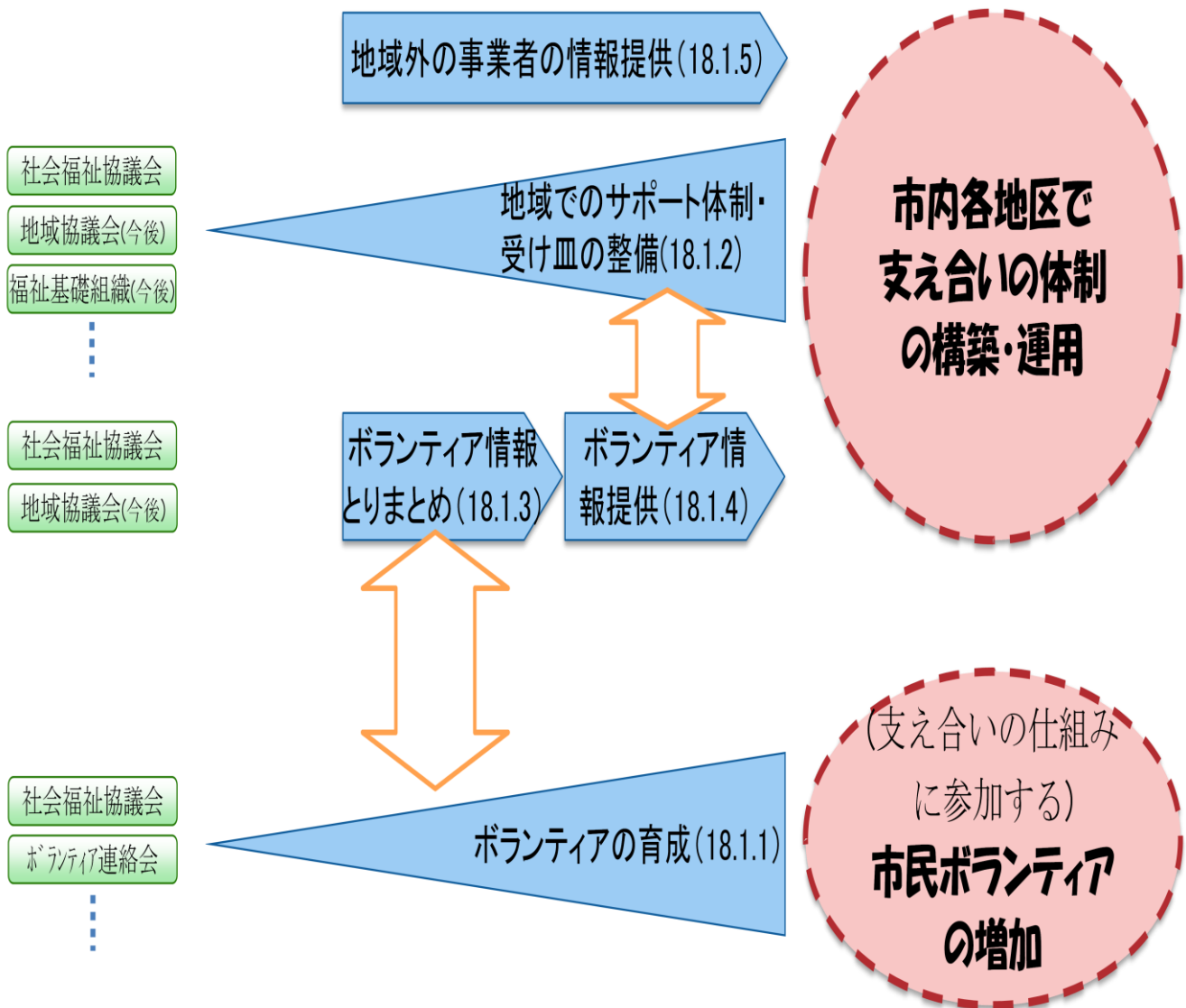
施策1	事務事業	事務事業の細目		実施時期			備考	【参考】戦略会議委員意見
		事務事業の内容 (目的・概要、実施方法等)		実施・支援主体 【 】は連携先	前期 (H26～28)	中期 (H29～30)		
			<p>【小目的】より効果的な在宅医療の提供に向け、調整・評価改善等がなされている</p> <p>【実施方法】④在宅医療・介護を推進する多職種連携体制の構築・運営のための連絡調整、運営状況の評価・改善等を行う仕組みの検討</p>	市(市政戦略課・協働推進課・地域福祉課・介護保険課)関係機関(市民病院・医師会・歯科医師会・薬剤師会・地域包括支援センター、介護保険サービス事業者連絡会・ケアマネ連絡会・ボランティア団体など)、民生委員	検討			<ul style="list-style-type: none"> <li>在宅医療支援拠点の設立</li> <li>小学校区でのネットワーク構築</li> <li>在宅医療に関するシステム構築</li> <li>訪問歯科診療</li> <li>予防訪問ケアの提供</li> <li>定期会議の充実(医療機関⇄医療機関、医療機関⇄看護ステーション)</li> <li>地域包括ケアの在宅医療重視版として、モデルケースとしてエリアを選定して行い、調整、発展させる</li> <li>市外にしかないリハビリ病院と市内の在宅医療機関とが円滑に連携できる役割が必要</li> <li>市外のリハビリ病院へ移った利用者については、その病院の医療ソーシャルワーカーから直接地域包括支援センターへ連絡が入ることで連携</li> <li>地域包括支援センターは地域ケア会議を開催し多職種連携や医療連携を行っており、市民からも介護相談窓口として認識されている。このような地域包括支援センターの機能を支えれば連携体制はできる</li> <li>在宅医療へのパスは、病院からの紹介ばかりではなく、往診から在宅医療に移行もある</li> <li>大規模病院から4割、小規模病院から2割、ケアマネから4割、その他にロコミ等様々であり、連携窓口の一本化は疑問</li> <li>ネットワークから漏れる人(例えば独居で動けなくなっている人)を把握・斡旋・収容等する仕組みも必要</li> </ul>
			<p>【実施方法】⑤その仕組みをどのような組織で動かしていくかの検討</p>		実施			
			<p>【実施方法】⑥関係者からなる(仮称)在宅医療機構の創設</p>	地域福祉課 地域包括支援センター	創設			<ul style="list-style-type: none"> <li>組織名は国の施策との整合性を確保</li> <li>相談先の分散にならないよう留意</li> <li>すべての中核となる在宅医療機構なるもの設立</li> <li>在宅医療に関わらず介護も含め全般に精通した機構職員を育て上げる研修が必須</li> <li>国の推進する「在宅療養支援センター」との整合性の確保(独自名称ではなく)</li> <li>別途「在宅医療機構」ができると市民の視点からは相談先が分散し利用しづらくなる</li> </ul>
1.3.2	訪問看護との連携体制構築	<p>【大目的】訪問診療医の定期訪問の間を、連携する訪問看護師がフォローしている</p>	<p>【小目的】研修会やカンファレンスを通じ、多職種が連携している</p> <p>【実施方法】①多職種による連携課題の解決などの研修会の実施</p> <p>【実施方法】②多職種によるカンファレンスの実施</p>	地域福祉課・介護保険課 地域包括支援センター 医師会 歯科医師会 介護保険サービス事業者連絡会 (仮称)在宅医療機構	実施 調整			<ul style="list-style-type: none"> <li>研修会等の開催を通じ、順次意欲的な訪問看護師・訪問看護ステーション等が訪問診療医と連携し訪問看護を開始、提供を拡大</li> <li>業界全体としての仕組みづくり</li> <li>在宅生活に関わる他職種との情報共有連携体制構築</li> <li>カンファレンスや定期会議の導入</li> <li>入院施設保有の訪問看護ステーションの拡大</li> <li>合同研修会</li> <li>在宅医対策も必要だが優先順位は訪問看護の充実が先</li> <li>訪問看護の充実が鍵であり急務。在宅医療が推進すればマンパワーが危惧される</li> <li>連携ではケアマネジャーと訪問看護との間が特に重要で更なる交流が必要(ケアマネが看護の重要性はわかかっていても利用していないケースが多々ある)</li> <li>訪問に携わる医療関係者は、知識習得には前向きなため定期的に開催</li> <li>但し、連携する程の余裕がないのが実情</li> <li>まずは、各開業医が訪問看護ステーションとの連携を図り、自院の在宅医療体制を充実して行くことが大切</li> <li>歯科衛生士の参画</li> </ul>

施策1	事務事業	事務事業の細目			実施時期			備考	【参考】戦略会議委員意見
		事務事業の内容 (目的・概要、実施方法等)		実施・支援主体 【 】は連携先	前期 (H26~28)	中期 (H29~30)	後期 (H31~35)		
			【小目的】 研修により、 医師を補完 する高度な 訪問看護が 提供できるよ うになっている	【実施方法】 ③看護技術向上 への研修の実施	介護保険サービ ス事業者連絡会	実施			・1.3.2①より、何がしかの助けが必要
	1.3.3 訪問介護との 連携体制 構築	【大目的】 医師と連携し た訪問介護 事業者が在宅 療養での生活 面を支えている	【小目的】 研修会を通じ 、多職種が連 携している	【実施方法】 ①多職種による 連携課題の解 決などの研修 会の実施	地域福祉課・介 護保険課 医師会 介護保険サービ ス事業者連絡会 ↓ (仮称)在宅医療 機構	調整	実施		・ケアマネと医師の懇談会 等既存の連携体制を強化  ・連携を呼びかける人と呼びかけに 応える人づくり ・業界としての仕組みづくり ・在宅生活に関わる他職種との情報 共有連携体制構築 ・在宅当番医と主治医が違う場合の 当番医に負担を掛けない体制 ・カンファレンスや定期会議の導入  ・介護士と看護師との交流が一般に 乏しい。研修を含めさらなる知識の 向上と個々のケースでの職分を話し 合う
			【小目的】 研修により、 医師を補完 する高度な 訪問介護が 提供できるよ うになっている	【実施方法】 ②介護技術向上 への研修の実施	介護保険課 介護保険サービ ス事業者連絡会	実施			・ヘルパーへの医療分野の研修 ・講座等の勉強機会 ・今までの現任研修も参加率が低 い。事業者の理解を求め現任者が 参加し易い環境作りが必要
						検討			・効果、重要性を検討 ・まずは吸痰の研修に補助。また、 終了後の実施状況の確認 ・介護検定の設定
	1.3.4 在宅看取り 体制の構築	【大目的】 在宅で望んだ 最期を迎えら れる	【小目的】 マニュアルに よる看取りに 対する本人・ 家族の不安が 払拭されてい る	【実施方法】 ①市民に対す る、看取りま での段階別・状 況別の対応マ ニュアル作成	地域福祉課 医師会 歯科医師会 介護保険サービ ス事業者連絡会 ↓ (仮称)在宅医療 機構	準備	実施		・状況別のマニュアル作成 ・終末期における家族の心構え、医 師・看護師との連携及び分担の明確 化 ・家族が不安なく看取りができる十分 な説明と体制 ・看取りに対する家族への教育 ・在宅医療・介護を進めるには、介 護をする人の休養のために介護施 設等への短期入所も含めて、家で介 護をする同居者に対するサポートが 必要になる ・歯科医師会も参加
			【小目的】 研修により、 在宅看取り に対応する 医師等が増 える	【実施方法】 ②全職種で看 取りに対する 研修の実施	医師会 歯科医師会 介護保険サービ ス事業者連絡会 ↓ (仮称)在宅医療 機構	調整	実施		・連携のルールづくり ・歯科医師会も参加
				【実施方法】 ③ターミナル 期における全 職種によるカ ンファレンス の実施	医師会 歯科医師会 介護保険サービ ス事業者連絡会 ↓ (仮称)在宅医療 機構	調整	実施		・全職種出席のターミナル期におけ るカンファレンス開催 ・歯科医師会も参加

## 施策 18 支え合い

# 体系

○ 支え合いの実践事例・地区の着実な増加による、支え合いの仕組みの展開、ボランティアの増加





施策18	事務事業	事務事業の細目			実施時期			備考	【参考】戦略会議委員意見	
		事務事業の内容 (目的・概要、実施方法等)		実施・支援主体 【 】は連携先	前期 (H26~28)	中期 (H29~30)	後期 (H31~35)			
18.1 サポート の仕組み づくり	18.1.1 ボランティア の育成	【大目的】 地域福祉活動に参加する支援者の数が増える	【小目的】 中学校でのボランティア経験を継続し、若い世代が地域福祉活動に参加している。	【実施方法】 ①ジュニア奉仕団卒団生の組織化・活動継続、市内高校との連携	社会福祉協議会【市民活動センター】	実施			<ul style="list-style-type: none"> <li>・H25 ジュニア奉仕団卒団結成済</li> <li>・活動内容について今後メンバーと話し合いながら決めていく</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域協議会の設置と共に、協議会内にボランティア育成担当を設置</li> <li>・ボランティアは小学校区単位で必要数を確保</li> <li>・行政提案型“はばたき”を利用し、既存団体による広域的サポート体制構築</li> <li>・地域企業に対するボランティア活動への啓蒙・協力要請</li> <li>・担う人材確保の方法検討</li> <li>・ボランティア活動のノウハウについての出前講座開催</li> <li>・個人ボランティア育成</li> <li>・講座開催</li> <li>・ボランティアの学習機会創設</li> <li>・ボランティア活動現場の見学会</li> <li>・研修体制(講義・実習)整備</li> <li>・ニーズに対応するための講座開催</li> <li>・各年代層に応じた育成の実施</li> <li>・公的支援(ボランティア教育にあたる人、また事業そのものへ)</li> <li>・ジュニアのみでなく高校生の啓発強化</li> <li>・ボランティア体験、見学会等身近に感じられる催しがあると良い</li> <li>・学校関係の呼びかけ</li> <li>・ポイント制は是非導入、還元は地域商店街の商品券または何らかの寄付で実施</li> <li>・地域協議会単位で、地域福祉推進基礎組織のモデル地区が選定された後に試行</li> <li>・ボランティアグループを細分化し取組みつつある</li> <li>・10~11月に開催の地域座談会では地域の中に福祉委員(=ネットワーク委員)が必要との意見も。今後、モデル地区事業の中でネットワーク委員を設置していくか検討</li> </ul>
		【小目的】 生涯学習活動が地域福祉活動の入口としてつながり、生涯学習活動を経た支援者が増える。	【実施方法】 ②市民講座・生涯学習等からのボランティア育成の仕組み作り	福祉総務課【市民活動センター】	実施			<ul style="list-style-type: none"> <li>・養成講座に関する主な既存事業</li> <li>・ボランティアリーダースクール(ボラセン)</li> <li>・ボランティアコーディネーター養成講座(生涯学習課)</li> <li>・ボランティア養成講座(社会福祉協議会)</li> <li>・H25から社会福祉協議会でも出前講座を開催(地域協議会への出前講座も可能)</li> <li>・ボランティアを身近に感じられる催しとして福祉展を活用</li> </ul>		
		【小目的】 地域福祉活動の核となる人材が各地域にいる。	【実施方法】 ③実践研修、養成講座等による地域福祉推進基礎組織の中で地域福祉活動を中心となって推進するネットワーク委員の養成	社会福祉協議会【市民活動センター】	検討	実施		<ul style="list-style-type: none"> <li>・実践研修は地域福祉推進基礎組織における地域課題の解決に向けた動きの中で行う研修</li> <li>・ネットワーク委員の養成講座は、社会福祉協議会で実施しているボランティア養成講座の中で実施する</li> </ul>		
		【小目的】 お互いの特性を生かしながら、協働できる環境が生まれ、活動を継続していくモチベーションが保たれている。	【実施方法】 ④活動種別毎に(高齢者・障がい者・児童等)ボランティアが一同に会する「ボランティアの想いをつなぐグループミーティング」の開催	社会福祉協議会【市民活動センター】	実施			<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ボランティアの想いをつなぐグループミーティング」とは、ボランティア活動の意義や必要性についての理解を深め、活動継続のモチベーションを高める会のこと</li> <li>・地区ボランティア連絡協議会をベースに地域福祉基礎組織を意識した方向で進めていく</li> </ul>		
		【小目的】 活動の幅が広がり、無償では継続が難しい内容の活動が増えていく。	【実施方法】 ⑤ポイント制にするかどうか或いは対象とする活動の範囲などボランティアアクションの導入に向けた検討及び育成・支援	福祉総務課 協働推進課 社会福祉協議会【市民活動センター】	検討	実施		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティアアクションとは、住民参加型サービスのこと、ポイント制や有償などのこと</li> <li>※27年度以降の要支援1、2の方の支援方法については早めの準備が必要である</li> <li>※地域協議会の進め方によっては、各地域協議会ごとに有償のメニューに差が出ることも想定される</li> </ul>		

施策18	事務事業	事務事業の細目			実施時期			備考	【参考】戦略会議委員意見
		事務事業の内容 (目的・概要、実施方法等)		実施・支援主体 【 】は連携先	前期 (H26~28)	中期 (H29~30)	後期 (H31~35)		
18.1.2 地域でのサポート体制・受け皿の整備	【大目的】 ご近所同士がお互いに支え合えるよう、助けてほしい人・内容と、助けてあげたい人・内容が円滑にマッチングされる仕組みが機能している	【小目的】 地域の課題や情報の共有が図られ、学べる場がある。	【実施方法】 ①地域座談会の開催	福祉総務課 社会福祉協議会 協働推進課	実施			・当面は、知識経験者からのアドバイスも含め市と社会福祉協議会がリードする形で進めていくが、最終的には地域協議会単位で誰でも集まれる場として地域座談会が自主的に開催される環境が整えばと考えている	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域協議会を単位に登録及びマッチング</li> <li>・学区単位に仕組みを動かす中心人物、行政区ごとにサブとなる人物を設定</li> <li>・学区単位での仕組みを動かす「場」と「資金」</li> <li>・行政区内の組織の協力が必要</li> <li>・担い手がない場合の隣接地区等からの応援</li> <li>・広く活動できるなど柔軟な体制整備</li> <li>・各地域協議会での活動の有償・無償、登録制の在り方について設定</li> <li>・市公認ボランティアの創設</li> <li>・地域協議会を単位に生活サポートボランティアを組織</li> <li>・地域の中で講習会開催</li> <li>・ボランティアセンター、市の関係機関の連携強化</li> <li>・隣組の仲間づくり</li> <li>・地域3あい事業を通じた啓発</li> <li>・ボランティア交通手段のシステム構築</li> <li>・専門知識保有者の協体制強化</li> <li>・「仕組み」として働く体制整備</li> <li>・必要経費が伴うものに自己負担、利用料(有償ボランティア)を導入し、少額でも支払う(報償)システム</li> <li>・在宅医療機関と連携した役割の明確化と組織の構築</li> <li>・医師の指導による体制づくり</li> <li>・地域サポート体制は、高齢者等の見守り、高齢者等の集いの場の提供、ちょっとした手伝い</li> <li>・継続性のある活動実施</li> <li>・地域の実情に合ったボランティアの組織化と登録方法</li> <li>・遠慮なくサポートを受けられ、住み慣れた地域で安心して生活できる仕組みづくり</li> <li>・声を出しあい、支え合う関係づくり</li> <li>・見守りそくしん隊、いっぶく茶屋等、たまり場</li> <li>・誰でも集まることの出来る場づくり</li> <li>・寺子屋の様に地域の力を借りる</li> <li>・隣近所お友達構築</li> <li>・地域福祉推進基礎組織のメニュー事業として取り組む</li> <li>・要支援者のマップづくり、助け合い活動、自分の居場所づくり</li> <li>・ボランティアの信用度からもやはり市公認制度は創りたい。これを基にマッチング等一元化</li> <li>・隣組などは市がやり方などを提示するも自主性に任せるのがよい</li> <li>・地域住民、区関係の理解が必要不可欠</li> <li>・地域の中でたまり場などの情報の収集</li> <li>・小さな地域単位での誰もが参加できる場で支援マップも作成し、全体として取りまとめていく</li> </ul>
		【小目的】 制度に基づくサービスを利用するほどではないが、日常生活に不安のある方々へのちょっとした見守りができている。	②要支援者の見守りネットワークの構築	福祉総務課 地域福祉課 社会福祉協議会 民生児童委員 地域包括支援センター ↓ 最終的な実施主体は地域協議会	検討	実施		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「要支援者の見守りネットワーク」とは、地域住民のお互いの助け合い意識で、日頃からのふれあいや交流が見守りとなること</li> <li>・地域協議会のモデル地区で見守り内容、担い手、実施方法について検討</li> </ul>	
		【小目的】 活動資金の交付や市職員(地域パートナー)の支援により地域協議会活動が円滑に機能する。	③地域協議会への交付金や地域パートナー制度の創設	協働推進課	実施				
		【小目的】 地域協議会が相談や支援を必要とする場面でアドバイス等が行われている。	④地域福祉推進基礎組織におけるリーダーの配置・育成	福祉総務課 社会福祉協議会	検討	実施		<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉推進基礎組織を機能させるためにはコーディネート機能が重要となる。そこでこの組織にCSW的な動きができる人及び事務員を実情に応じて配置する</li> <li>・地域福祉推進基礎組織において下記の役割を担っていただける方の育成支援を行う</li> <li>・地域福祉活動の推進役</li> <li>・地域と行政機関等とのパイプ役</li> <li>・アドバイスだけでなく実践活動ができる</li> </ul>	
18.1.3 ボランティア情報とりまとめ	【大目的】 ボランティアを必要とする市民、ボランティアをしたい市民の情報が迅速・容易に集約される	【小目的】 福祉推進員を中心とした地域の中での調整役が、地域の支援ニーズを収集している。	【実施方法】 身近な地域でボランティアの交流、情報交換の場づくり及びボランティア活動内容の情報の収集	社会福祉協議会 地域協議会 【市民活動センター】	検討	実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティア活動の意義や必要性についての理解を深めていただくとともに活動を続けることのモチベーションを高めるために「ボランティアの想いをつなぐグループミーティング」を開催する</li> <li>・地域協議会に対するボランティア情報については、社会福祉協議会が連携・支援を行いながら進めていく</li> <li>・地域内(小学校区)での活動を希望される方は地域協議会へ登録、市全域での活動を希望される方はボランティアセンターへ登録</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幅広い情報収集</li> <li>・詳細な取りまとめ</li> <li>・サポート内容等の分かりやすいとりまとめ</li> </ul>	

施策18	事務事業	事務事業の細目			実施時期			備考	【参考】戦略会議委員意見
		事務事業の内容 (目的・概要、実施方法等)			実施・支援主体 【 】は連携先	前期 (H26~28)	中期 (H29~30)		
18.1.4 ボランティア 情報提供	【大目的】 ボランティアを必要とする市民、ボランティアをしたい市民が必要な情報を容易に入手できる	【小目的】 調整役による調整により、支援を希望する者への支援したい者による支援が円滑になされている。	【実施方法】 ①ボランティア活動を行いたい人とボランティアの応援を受けたい人・組織などをつなぐなどのボランティア活動の調整	社会福祉協議会 地域協議会 【市民活動センター】	検討	実施	→	※コーディネート機能としてはボランティアセンターが担う部分と地域協議会が担う・担える部分が想定される  ※スポットボランティア制度は地域協議会で可能ではないかと考える  ※登録ボランティアに対する研修は既存メニューの見直しによりボランティアセンターにて実施可能  ※社会福祉協議会を核とした相談窓口の仕組みを検討	・市民への市内全域情報提供 ・コーディネーターの設置 ・地域協議会との業務分担 ・ボランティアグループの中で地域の中で活動できる個々の体制づくり ・利用者への提供時間や地域等の提示 ・社協ボランティアセンター登録ボランティア、市民活動センター登録団体の共通一覧表作成 ・ボランティア活動の報告 ・サポート内容を詳細に区分することが特に重要と思われる。これをマッチングにつなげる ・おこなった活動を展示や広報などで市民に対し報告 ・専門的知識を持った中間のコーディネート組織で必要な情報が得られると良い。専門職が様々な所とつないでくれる総合窓口があると、市民も安心して利用できる
		【小目的】 ボランティア活動の情報が身近な場所で得られる。	【実施内容】 ②ボランティアセンターにおけるボランティア閲覧コーナーの充実や各区でボランティア活動情報を閲覧するなどの情報提供の充実	社会福祉協議会 地域協議会 市民活動センター	検討	実施	→	地域協議会への情報についてはボランティアセンターからボランティア情報を発信していく	
18.1.5 地域外の事業者の情報提供	【大目的】 地域内で対応困難な支援や、地域外からの支援を希望する場合に、支援先を容易に入手できる	【小目的】 市と社会福祉協議会の支援により、地域で対応困難な支援も実施できている。	【実施内容】 市の地域パートナー制度と連携できる社会福祉協議会における地域支援体制づくり	福祉総務課 協働推進課 社会福祉協議会 地域協議会	検討	実施	→	・委託事業については全庁的な業務見直しによる対応が必要  ・地域協議会で対応できない部分については社会福祉協議会の支援において対応する	・業務としてできる範囲の明確化と委託の検討 ・有償サービスの適正価格の検討 ・適度な利益を得られるような体制構築 ・他地域でボランティアを依頼する際の地域協議会の役員同士での連携 ・様々な広報紙の活動 ・地域内の確保できないサポート内容への対応 ・他地域へボランティアを依頼できる仕組みの構築 ・区の間での支援やノウハウ等の情報共有を行う小学校区単位の組織も必要 ・社会福祉協議会において、地域福祉活動専門員を設置するとともに、地域福祉活動を推進するための職員によるプロジェクトチームを組織している ・社会福祉協議会が主体になり実体験を生かした分析



## 【参 考】

## 高齢者福祉医療戦略会議の概要

### 1. 趣旨

高齢者を取り巻く地域における保健医療福祉施策の総合的かつ一体的な推進を図ることを目的とし、高齢者福祉医療戦略会議（以下、「戦略会議」という。）の運営に関して必要な事項を規定する。

### 2. 所掌事務

戦略会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 福祉施設及び在宅の高齢者福祉医療に関する諸課題の協議及び地域福祉及び高齢者保健福祉に関すること。
- (2) その他高齢者福祉医療に係る主要課題に関し必要な事項。

### 3. 委員

戦略会議は、別表に掲げる者をもって組織する。

別表

区分	役職名等
市	市政戦略本部長（市長）
	協働を所管する部署の代表
	高齢者福祉医療を所管する部署の代表
医療関係者	市民病院の代表
	市内の医療機関の代表
	市内で在宅医療を行っている医療機関の代表
福祉関係者	介護サービス事業者連絡会の代表
	介護支援専門員連絡協議会の代表
	市内で事業展開する介護サービス事業者の代表
	社会福祉法人小牧市社会福祉協議会の代表
	小牧市保健センターの代表
地域代表者	地域のボランティア団体の代表
	特定非営利活動法人こまき市民活動ネットワークの代表
	小牧市民生児童委員連絡協議会の代表
その他	市政戦略本部長が必要と認める者

## 第7回高齢者福祉医療戦略会議委員名簿

ヤマ シタ シ ス オ 山下史守朗	市政戦略本部長	小牧市長
----------------------	---------	------

## 〈医療関係者〉

アエ ガ 弘 ユキ 末永裕之	市民病院の代表	小牧市民病院 院長
フナ バシ シゲ シン 船橋重喜	市内の医療機関の代表	医療法人喜光会 北里クリニック院長
アサ イ アツ シ 浅井真嗣	市内で在宅医療を行っている 医療機関の代表	医療法人胡蝶会 サンエイクリニック院長

## 〈福祉関係者〉

オオ バシ 弘 ヤス 大橋弘 育	介護サービス事業者連絡会の代表	(有)ウィルケア小牧代表取締役
オオ ノ シ 敏 大野充 敏	介護支援専門員連絡協議会の代表	(有)エスエス・ヘルスケア・システムズ 取締役
ミ シマ ナミ 三嶋直 美	市内で事業展開する介護サ ビス事業者の代表	岩崎あいの郷 (包括支援センター) 管理者
タ カ ヒロ ムツ 田中 秀 治	社会福祉法人小牧市社会福祉協 議会の代表	社会福祉協議会 在宅福祉課長
エ サキ ミユキ 江崎 みゆき	小牧市保健センターの代表	小牧市保健センター所長

## 〈地域代表者〉

マツ ウラ ウタ ヨシ 松浦 詩 子	地域のボランティア団体の代表	小牧市ボランティア連絡会会長
マツ タ シ 弘 松田 敏 弘	特定非営利活動法人 こまき市民活動ネットワークの代表	特定非営利活動法人 こまき市民活動ネットワーク代表理事
ホ ツミ シ 穂積 聡	小牧市民生委員児童委員連絡協 議会の代表	小牧市地区民生委員児童委員 連絡協議会副会長

## 〈市〉

マツ カミ 和 宏 松岡和 宏	協働を所管する部署の代表	市長公室長
フナ バシ 武 仁 舟橋 武 仁	高齢者福祉医療を所管する部署 の代表	健康福祉部長

## 〈コーディネータ〉

カン マシ ヒト 東 史 人	コーディネータ	(株)富士通総研
-------------------	---------	----------

## 高齢者福祉医療戦略会議の経過

<b>第1回</b>	(開催日) H24. 2. 3
	(議題) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 10年後の小牧市における高齢者の生活イメージ</li> <li>・ 今後の検討スケジュール</li> </ul>
<b>第2回</b>	(開催日) H24. 5. 11
	(議題) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 10年後の小牧市における高齢者数等</li> <li>・ 課題抽出、整理①（医療・介護分野）</li> </ul>
<b>第3回</b>	(開催日) H24. 10. 19
	(議題) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 課題抽出、整理② （医療・介護及び住まい・住環境分野等）</li> </ul>
<b>第4回</b>	(開催日) H24. 11. 2
	(議題) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 課題抽出、整理③ （住まい・住環境及び食生活分野等）</li> </ul>
<b>第5回</b>	(開催日) H25. 2. 1
	(議題) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 課題抽出、整理④ （移動・交通等及び生きがい・就労/ライフデザイン分野等）</li> </ul>
<b>第6回</b>	(開催日) H25. 4. 12
	(議題) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施策1・18の施策及び事業について</li> <li>・ 今後の検討スケジュール</li> </ul>
<b>第7回</b>	(開催日) H25. 11. 22
	(議題) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施策1（在宅医療・介護）の事業案について</li> <li>・ 施策18（支え合い）の事業案について</li> </ul>